

## 食品表示法への対策

### 1. 食品表示制度

#### 今までの表示

- 主な法律
- ・ J A S 法
  - ・ 食品衛生法
  - ・ 健康増進法

規定を  
統合



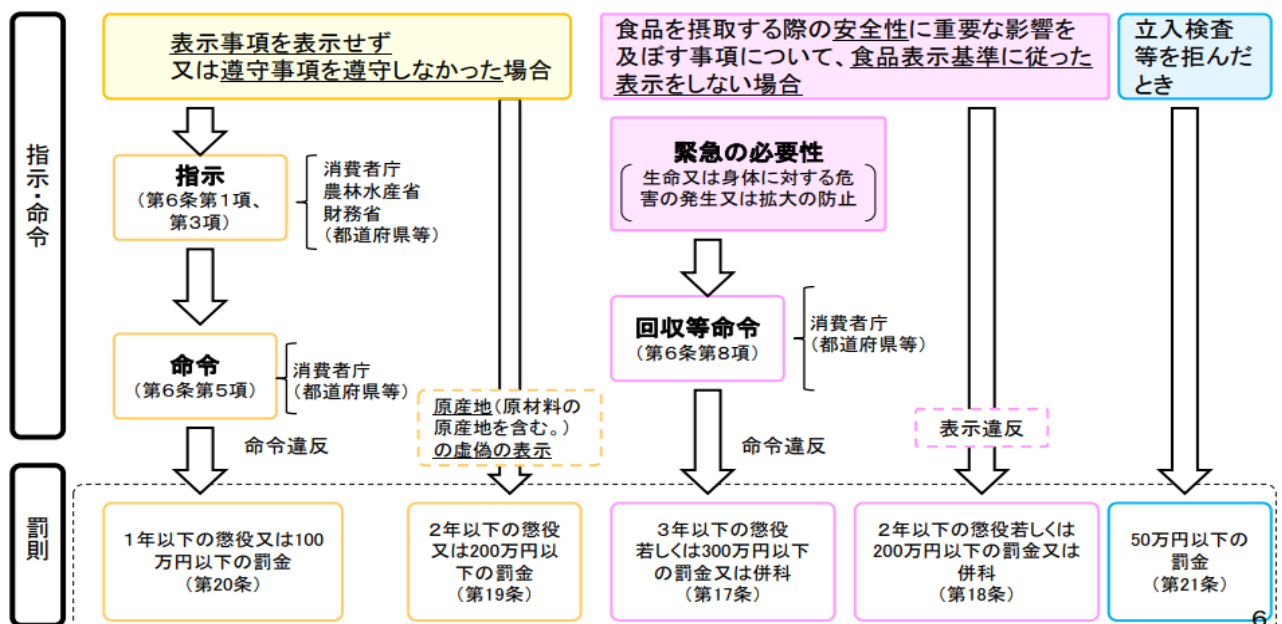
#### 新しい表示

- (目的)
- 整合性の取れた表示基準の制定
  - 消費者・事業者ともに分かりやすい表示
  - 消費者の健康増進に寄与
  - 効果的・効率的な法執行

#### <スケジュール>

- 2015年4月 食品表示法施行
- 2020年3月31日 旧表示での猶予期間終了 (加工食品)
- 2020年4月1日 新表示での対応が必要**
- 2022年4月1日 新原料原産地表示に移行
- 2023年4月1日 新遺伝子組換え表示に移行

### 2. 違反時の罰則



### 3. 食品表示法おもな変更点

#### ①アレルギー表示のルール改善

- ・原則として**個別表記**する

(例) 醤油 (大豆・小麦を含む)、マヨネーズ (大豆・卵・小麦を含む)

- ・一括表示をする場合は、**アレルゲン全てを表示**

(例) 小麦粉、卵、醤油、(一部に小麦・卵・大豆を含む)

現行、原材料の一部に～が一般的ですが、『一部に～を含む』に統一

- ・**特定加工食品及びその拡大表記の廃止**

(例) 今までパンと記載した場合、小麦を記載しなくても可

⇒パン (小麦を含む) と記載が必要

栄養成分表示 1袋当たり	
熱量	●●kcal
たんぱく質	▲▲g
脂質	◆◆g
炭水化物	■■g
食塩相当量	★★g

#### ②栄養成分表示の義務化

- ・下記5項目の義務化

熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量 (ナトリウムから変更)

#### ③レイアウトの変更

- ・原材料と添加物の区分を明確に記載

原材料名	いちご、砂糖/ケル化剤 (ペクチン)、酸化防止剤 (ビタミンC)

「スラッシュ・改行」などで対応

#### ④製造所固有記号の運用変更

- ・同一商品で、2つ以上の製造工場がある場合のみ利用可能

「表示対応」はお済みですか？

エンバイロでは栄養成分分析・表示作成代行を行っております。お気軽にお問い合わせください！



お問い合わせ先 ⇒

ご質問等ございましたら  
お気軽にお問い合わせ下さい

株式会社エンバイロサービス  
〒060-0005 札幌市中央区北5条西12丁目2  
ベルックス北5ビルA館2階  
TEL : 011-242-8288